

1. バリアフリー新法について

我が国の高齢化率は、平成 17 年の国勢調査では 20.1%となっていますが、総務省の推計では、平成 27（2015）年には国民の 4 人に 1人が 65 歳以上の高齢者となり本格的な高齢社会を迎えようとしています。また、障害者が障害のない者と同等に生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透により、誰もが自立した社会生活を営むことができるまちづくりを進めることが求められています。

このような背景の中で、建築物を対象とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）が平成 6 年 9 月に、公共交通機関と周辺経路を対象とした「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」と示す）が平成 12 年 11 月に施行され、バリアフリー化の推進が行われてきましたが、2 法を一括し、施策を総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」と示す）が平成 18 年 12 月 20 日に施行されました。

バリアフリー新法では、

対象者の拡充 身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、すべての障害者を対象とする。

対象施設の拡充 これまでの建築物及び交通機関に、道路・路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加する。

基本構想制度の拡充 バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充する。

基本構想策定の際の当事者参加 基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の策定提案制度を創設する。

ソフト施策の充実 バリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入。また、施設や車両等の整備のみならず、国民に高齢者、障害者等に対する理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を促進する。

以上のことが新たに盛り込まれました。

正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成18年6月21日公布・同年12月20日施行)

バリアフリー新法の概要

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

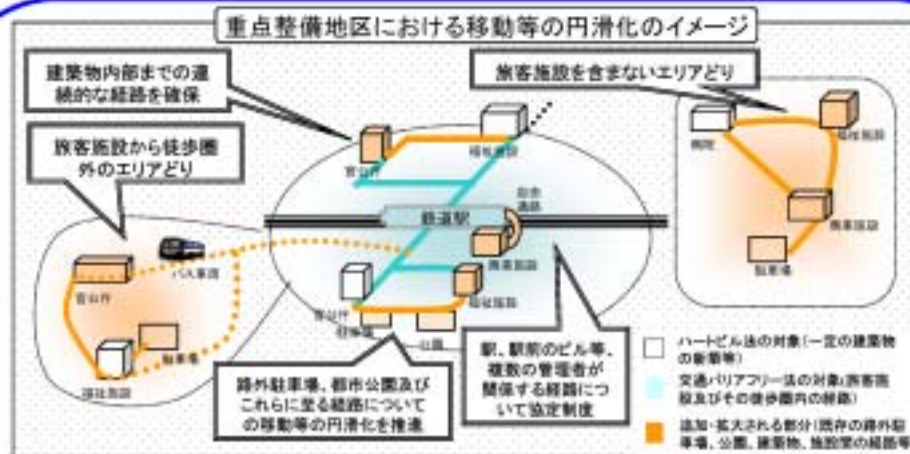


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の
基本的枠組み

